

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務 企画提案競技応募要領

1 趣旨

熱海市における大規模土石流災害を受け、令和4年に宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）が改正され、土地の用途にかかわらず盛土等を包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が公布された。

同法では、新たに指定された区域内で行われる盛土等は、全国一律の基準による都道府県知事等の許可制となることから、本県においても、従前の規制区域を見直し、改めて宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することで、盛土等による災害の防止を図るため、盛土規制法に基づく基礎調査を業務委託により実施する。

本業務の実施に当たっては、法の改正内容を熟知した上で、専門的な知見やノウハウを活かした創意工夫ある提案を求める必要があることから、企画提案競技により最も優れた提案を行った1者と契約を締結する。

2 業務内容

別添の「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 業務予算

本業務を実施するための予算は59,122千円とし、これを超える提案は認めない。

4 業務期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月25日（月）までの間とする。

5 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する民間企業等で、以下に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 宗教若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていないこと。
- (3) 応募図書提出期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

6 企画提案に係る手続等

(1) 応募要領の公表

令和5年2月24日（金）から令和5年3月15日（水）までの間、県ホームページにて公表する。

(2) 応募要領に関する質疑

応募要領に関して質疑がある場合は、令和5年3月9日（木）午後5時までに、県建築指導課まで電子メールにより提出すること。提出するときは、あらかじめ電話によりその旨を連絡すること。

県は、令和5年3月14日（火）までに県ホームページで回答を公表する。ただし、関係者等への確認が必要な質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、

県から期限までに回答できない旨と回答期日について県ホームページで公表する。

(3) 応募意思の確認

応募意思がある場合は、応募意思表明書（様式1）に以下の事項が確認できる資料（定款、寄附行為、規約、パンフレットなど既存の資料でも可）を添付して、令和5年3月15日（水）までに県建築指導課まで郵送、ファックス又は電子メールにより提出すること（必着）。

ア 企業等の概要

イ 名称、代表者、所在地、設立年月日、従業員数など

ウ 業務内容、企業の特徴

エ 提案内容の参考になる業務実績

(4) 応募図書の提出期間

次項に定める応募図書を令和5年3月17日（金）から令和5年3月24日（金）までの間（土日を除く。）に県建築指導課まで郵送により提出すること（必着）。

なお、提出する場合は、あらかじめ電話により連絡すること。

(5) 応募図書の内容

応募図書は以下のとおりとし、10部（様式2については1部）を県建築指導課まで提出すること。

ア 企画書（A3判横片面1～2枚まで。様式自由。提案企業名は記載しないこと。）

仕様書に記載されている内容を十分理解し、以下の項目について明確な方針により具体的な内容を提案すること。

(ア) これまでの業務実績等を踏まえた本業務の取組方針についての提案

これまでの業務実績やノウハウを踏まえ、専門的な知見から、本業務にどのように取り組んでいくか提案すること。

(イ) 宅地造成等工事規制区域の設定に関する提案

本県では、宅地造成等工事規制区域について、市街化区域等を対象に設定する方針である（仕様書第7 1）。規制区域の設定に当たり、本県が課題と考える以下のaからcについて提案をすること。

a 緑豊かな地域環境の形成等に関する条例により指定される「まちの区域」について、この区域と同等程度の規模の集落が隣接区域や周辺区域等に広がる地域が存在する。

これらの地域について、どのように区域設定を行うべきか、その考え方及び設定方法について提案すること。

b 本県が設定する規制区域と、隣接する府県、政令市、中核市が設定する規制区域が異なり、規制の強度の違いによる弊害が想定される。

これら境界部について、どのように区域設定を行うか、その考え方及び設定方法について提案すること。

c 本県の県域は広く、気候風土、歴史文化の異なる多様な地域特性を有することから、業務の実施方法（進め方）について工夫する必要がある。

このため、限られた期間で計画的、効率的に業務（調査作業）を進めていくための考え方及び方法について提案すること。

(ウ) GISデータの公表・活用・管理に関する提案

宅地造成等工事規制区域等に係るGISデータについては、県民の利便性向上や円滑な業務の遂行につなげることを想定している。

このため、①県民への公表、②盛土点検等のための活用、③盛土規制法に係る許可等の申請・データ管理など、GISデータを活用する方法について、具体的に提案すること。

(エ) 業務の実施体制に関する提案

本業務は迅速かつ確実に実施する必要があることを考慮の上、業務を実施するスケジュール、進め方、体制及び配置計画を提示し、各業務を担当する各技術者・総括技術者の業務実績・資格等を記載すること。連携会社等に業務の一部を再委託する場合は、連携会社名、業務実績（過去5年に従事した業務名、業務期間、受託金額、発注者名）等も併せて記載すること。

※ その他

上記以外に、特に提案があれば、自由に記載すること。

イ 経費見積書（様式3）

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用する。ただし、県が公表の必要があると判断した場合は、提案者の了解を得た上で、その全部又は一部を公表することがある。

(7) 企画提案に係る費用負担

応募図書の作成等企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

7 委託事業者の特定

(1) 特定方法等

県は、審査会を設置の上、応募図書を以下の観点から審査し、本業務の委託契約の相手方（以下「委託事業者」という。）を特定する。

なお、審査に当たりプレゼンテーションを実施する。

ア 業務趣旨への適合

イ 提案内容と創意工夫

ウ 実施体制

エ 経費見積と企画提案の妥当性

※ プレゼンテーションについて

令和5年3月28日(火)を予定。プレゼンテーションは、提出された「企画書」により実施するものとし、必要に応じ、審査会当日に追加資料の配付等を認める。日時・場所など詳細については別途連絡する。

(2) 特定結果の通知

県は、特定結果について提案者全員に文書で通知する。

8 委託事業者特定後の手続

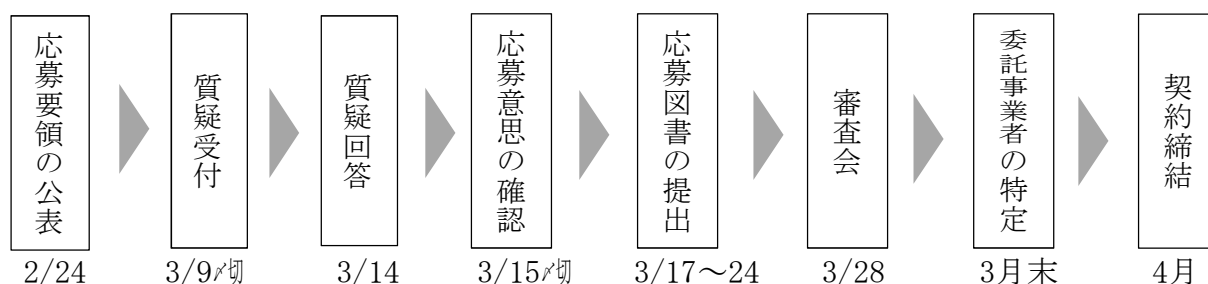
(1) 契約

県は、委託事業者の特定後、速やかに委託契約を締結する。

(2) 業務内容の決定

県は、委託業務の内容について、応募図書の内容や審査結果等を基に詳細を決定する。その際、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

■ 契約締結までのスケジュール（予定）



9 その他

- (1) 本業務に係る令和5年度の予算が成立しない場合は、当該企画提案競技に基づく契約を締結しない。
また、本業務予算についての兵庫県議会の審議状況に応じて、当該企画提案競技を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。
- (2) 企画提案競技に係る各種手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

10 問合せ先・応募図書の提出先

兵庫県まちづくり部建築指導課開発指導班（担当：富岡・澁田）
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 078-362-3646 ファックス 078-362-4455
E-mail : kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

(様式1)

応 募 意 思 表 明 書

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務」に係る企画提案競技に応募する意思があることを表明します。

年 月 日

兵庫県まちづくり部

建築指導課長 宛

(表明者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者) 部署

氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式2)

企 画 書

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務」について、別添のとおり企画書を提出します。

年 月 日

兵庫県まちづくり部

建築指導課長 宛

(提案者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者) 部署

氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式3)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務 経費見積書

提案者名： _____

1 直接費

(1) 直接人件費

業務の種別	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 計画準備						
2 宅地造成等工事規制区域の設定						
3 特定盛土等規制区域の設定						
4 現地調査他						
5 宅地造成技術マニュアル改訂補助業務						
6 打合せ協議						
7 成果品作成						
人員計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
単価 (人・日)						
金額	0	0	0	0	0	0
小計	0					

(2) 直接経費

種別	内容・その他	数量	単価	金額
1 旅費交通費		一式		0
2 電子成果品作成	取得・作成した電子データ	一式		0
小計				0

(3) 小計 ((1)+(2))

0

2 間接費

(1) その他原価

(直接人件費 $\times \alpha / (1 - \alpha)$: $\alpha = 35\%$)

0

(2) 一般管理費等

(直接費 + その他原価) $\times \beta / (1 - \beta)$: $\beta = 35\%$)

0

(3) 小計 ((1)+(2))

0

3 小計 (1 + 2)

0

改め計

0

4 消費税

0

5 総計 (3 + 4)

0